

子ども・子育て支援事業計画の骨子案の検討について

1. 計画の全体構成（案）について

（仮称）相生市子ども・子育て支援事業計画

第1章 計画の概要

- 【主な内容】
- ・計画策定の趣旨
 - ・計画の性格
 - ・計画の期間
 - ・計画の策定体制 等

第2章 本市における現状

- 【主な内容】
- ・人口等の現状
 - ・ニーズ調査結果からみる状況 等

第3章 基本理念と基本目標

- 【主な内容】
- ・計画の基本理念
 - ・計画の基本目標
 - ・計画の体系 等

第4章 施策の展開

- 【主な内容】
- ・事業の内容 等

第5章 計画の目標

- 【主な内容】
- ・教育・保育提供区域
 - ・教育・保育施設等の量の見込みと確保の内容
 - ・地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

第6章 計画の推進

- 【主な内容】
- ・計画の推進体制、進捗管理

2. 「計画の基本理念」について

本市では、次世代育成支援後期行動計画（平成 22 年 3 月）において、「基本理念」を掲げ、これまで計画を推進してきました。

この「基本理念」は、相生市における子どもの育ちや子育てを支援・応援するうえにおいては普遍的なものであるため、今回策定する「(仮称) 相生市子ども・子育て支援事業計画」においても子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）を踏まえ、前計画の考え方を踏襲すべきものであると考えます。

■相生市次世代育成支援後期行動計画における「基本理念」

4. 計画の基本理念

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち

結婚し家庭を築くことや子どもを生み育てることは、個人の自由な選択に委ねられること
がらであり、また、子育ての第一義的な責任はその父母保護者にあることは言うまでもあり
ません。しかし、子どもは次代を担うかけがえのない存在であり、子どもたちが共にいきい
きと健やかに育ちあい、主体的に考え、行動する「生きる力」をもつことは、親や保護者だ
けでなくすべての市民の願いであるといえます。

そのため、本市の家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体
で子育てを支え、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ、成長していけるまちづくり
を実現するために、基本理念を掲げ、子どもたちの豊かな心、人間性を育てるために、家庭
のみならず社会全体での取り組みを進めます。

3. 「施策の展開」について

次世代育成支援後期行動計画は、総合的な少子化対策のために立てられた計画であり、子どもに関わるさまざまな施策分野を対象としています。

一方、「(仮称) 相生市子ども・子育て支援事業計画」は、法及び基本指針が定めるところでは、主に就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とし、任意事項として、仕事と子育ての両立支援（ワークライフバランス）と要保護児童対策が挙げられています。

相生市においては、今後示される国の方向性も参考に、この「子ども・子育て支援事業計画」でも引き続き施策として取り上げる方向で考えることとします。

■ 「(仮称) 相生市子ども・子育て支援事業計画」で記載する施策の考え方

次世代育成支援後期行動計画における施策について、子ども・子育て支援法に基づく基本方針の記載項目に関わる事業を記載します。

注： 国による次世代育成支援対策推進法の行動計画の策定指針が今後、提示予定となっており、策定指針の内容により子ども・子育て支援事業計画に掲載する施策、および次世代法に基づく市町村行動計画との整合性等は策定指針により変更となる可能性があります。

■ 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）における市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

必須記載事項
○教育・保育提供区域の設定
○各年度における教育・保育の量の見込み、確保方策（確保内容、実施時期）
○地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策（確保内容、実施時期）
○教育・保育の一体的提供、教育・保育推進に関する体制の確保
任意記載事項
○（産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保
○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
・ 児童虐待防止対策の充実
・ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
・ 障がい児施策の充実等
○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
・ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
・ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

■子ども・子育て支援事業計画に記載する施策（イメージ）

【子ども・子育て支援事業計画の記載事項】

必須記載事項
○教育・保育提供区域の設定
○教育・保育の量の見込み、確保方策
○地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策
○教育・保育の一体的提供、教育・保育推進に関する体制の確保
任意記載事項
○産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保
○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
・児童虐待防止対策の充実
・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
・
・
・



【次世代育成支援後期行動計画における施策体系】

施策の方向
1. 地域における子育て支援の推進
(1) 育児相談、情報提供体制の充実
(2) 多様な子育て支援の充実
(3) 多様な保育サービスの充実
(4) 子育て支援ネットワークの推進
2. ワーク・ライフ・バランスの推進
(1) 就労環境の整備
(2) 男女共同参画の推進
3. 母親や乳幼児などの健康確保と増進
(1) 母子保健対策の充実
(2) 思春期保健対策の整備
(3) 小児医療の整備
4. 子どもにやさしい環境整備の充実
(1) 生活環境の整備
(2) 子どもの安全・安心体制の整備
5. 教育環境の整備と健全育成の充実
(1) 次代の親の育成
(2) 生きる力の育成に向けた教育内容の充実
(3) 幼児教育の充実
(4) 健全育成の充実
(5) 家庭や地域の教育力の向上
(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
6. 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実
(1) 児童虐待防止対策の整備
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進
(3) 障がいのある子どもへの支援の充実